

平成27年9月18日

厚生労働省大臣 塩崎 恭久 殿

非営利団体組織ストーカー電磁波犯罪被害の会

代表 高本 信照

〒179-0084 東京都練馬区氷川台 3-35-11-506

TEL.03-3937-2917

精神保健指定医資格の不正取得に関する陳情書

神奈川県川崎市にある聖マリアンナ医科大病院の精神保健指定医資格の不正取得が発覚し、厚生労働省は指定医取り消し処分を下しましたが、当会に相談に来られる方及び精神疾患診断を下された方々から他にも不正に資格を取得した精神保健指定医が全国にいる可能性が拭えないとの問い合わせが多く寄せられています。

資格を詐称した医師に診療を願う市民はいません。私たち当会は精神保健指定医の資格の不正取得の撲滅を強く求めます。

陳情事項

① 精神疾患の中に診断の誤診を疑われる患者が相当数いることが考えられます。再診を行い、誤診の場合は訂正をお願い致します。

今回の不正行為は精神医療の信頼性を損なうものであり、いかにも加減な診断により一般市民が精神病患者であるとの誤診を受ける可能性があることを立証しました。

今回の事件は氷山の一角に過ぎず、他にもまだ多くの不適正な診断が為されている可能性があります。

私たちの会員は誤解を受けやすい状況にあり、正規の精神科医であっても誤診の不安が残ります。

また医師ではない警察官等により医療診断がなされ、措置入院などが強制的に為されているのが現状です。

いわば越権行為とも言えるこれらの措置は、正常な精神状態の者を精神異常者として扱う恐れが大であります。

これらの誤った措置が行われていないか、全国の子精神医療専門医は直ちに現患者すべてについて再診を行い、誤診があった場合は訂正するとともに再発防止の措置を講じることを希求するものであります。

② 厚生労働省の行政指導を病院及び医師は軽んじる傾向がありますので、厳格な改善指導をお願い致します。

厚生労働省は不正を働く悪徳医療機関や担当医らを厳しく監視・監督することで、国民の名誉と権利を担保する重責を担うと考えます。

行政による指導監督を軽んじる医療機関・医師については強制力を以って不正を正す姿勢を強く国民に示していただく必要を感じます。

③ 全国の子精神保健指定医の資格不正取得医師の調査の公表と厳格な措置を。

全国の子精神保健指定医に資格の不正取得があるか調査中とのことですがもし発覚した場合厳格な措置を求めます。